

伊賀・山城南定住自立圏推進協議会 会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊賀・山城南定住自立圏推進協議会規約第8条第3項の規定に基づき、伊賀・山城南定住自立圏推進協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事の説明者）

第2条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。

（議事録）

第4条 会議については、議事録を作成し、公開するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 会議の開催日時及び場所
- （2） 出席した委員の氏名
- （3） 議事日程
- （4） 議事の概要
- （5） その他会議の経過に関する事項

（傍聴人）

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付名簿（別記様式）に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入場するものとする。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻30分前から10分前まで先着順で行うものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席に着席し、会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話を使用しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前条の規定に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこ

れに従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

別記様式（第5条関係）

伊賀・山城南定住自立圏推進協議会 傍聴人受付簿
(第 回 年 月 日)

番号	住 所	氏 名	備 考